

# タクシー車両導入補助金のご案内

(令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金)

募集期間

令和8年4月1日(水)～5月13日(水)17時必着

タクシー車両の更新(代替)等に要する経費を支援します  
今回の募集は **1事業者あたり1台まで**

対象事業者	分類	定義
	タクシー事業者	令和8年4月1日時点で県内に営業所を設置している、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者を除く)
補助対象事業	補助対象経費	
	タクシー事業に使用する車両の導入に要する経費(車両本体及びリフト又はスロープの設置費) ▽対象となる車両 ・令和2年度燃費基準達成車以上(※)の車両 ・中古車の場合、初度登録からの経過年数が満5年未満且つ累積走行距離が300,000km未満の車両	
		補助率・補助上限額
		【補助率】 <b>1/2以内</b> 【補助上限額】 <b>車両1台あたり160万円</b>

補助要件

- ・車両の更新(代替)を行う場合は、代替前の車両が初度登録から満8年を経過していること。
- ・高知県内の営業所に配置する車両であること。

(※) 「令和2年度燃費基準達成車以上」の車両に該当するかどうかについては、国土交通省ホームページよりご確認ください。

【現在新車として販売されている車種】

・自動車の燃費性能に関する公表 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr10\\_000013.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html)

【上記以外の車種も含めた燃費一覧(平成16年以降)】

・自動車燃費一覧 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn10\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html)

## 留意事項

- ・交付決定前の着手(契約)は認められません。  
※補助対象外となります。
- ・令和9年3月10日(水)までに実績報告書を提出してください。
- ※実績報告書の提出までに、①車両が納車され、②車両代金等の支払いが完了していることが必要です。

詳しくは  
県ホームページ  
掲載の公募要領  
をご確認  
ください⇒



高知県 タクシー 補助金 で検索!

## 高知市内のタクシー事業者の方

高知市ハイヤー協同組合

【電話】088-866-0520(受付時間: 平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】hire-kochicity@ia9.itkeeper.ne.jp

問い合わせ先

## 高知市以外のタクシー事業者の方

一般社団法人高知県ハイヤー協会

【電話】088-866-6555(受付時間: 平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】kochi-taxi@ia6.itkeeper.ne.jp